

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和6年度）

法人名	日本公認会計士協会	根拠法令名	公認会計士法43条	(平成16年4月1日民間法人)	
1. 法人の概要	業務の概要				
	公認会計士の品位を保持し、公認会計士法第2条第1項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目的とする。				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	2人	0人	0人	本部237人、地域会101人、合計338人
	非常勤	7人	76人	4人	本部2人、地域会10人、合計12人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和6年度(A)	令和5年度(B)	令和5年度比又は令和5年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況（取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由）
	総収入額	83億円	79億円		① 補助事業の段階的廃止 ② 自主事業による自己収入の拡大等 ③ その他
	補助金等収入額(①)	0億円	0億円		
	事業による自己収入額(②)	83億円	79億円		
	①／②×100(%)	0%	0%		
	経常的運営費用(③)	79億円	76億円		
	①／③×100(%)	0%	0%		
	(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無)	有
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名)	①公認会計士等に対する指導、連絡及び監督に関する事務 ②公認会計士等の登録に関する事務		
		(理由)	公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としており、公認会計士の使命及び職責に鑑み、日本公認会計士協会が行う、公認会計士に対する指導、連絡及び監督を実効あらしめるためには、すべての公認会計士をその構成員とする必要があることから強制入会制度となっている。 このように、公認会計士に対する指導、連絡及び監督に関する事務や登録事務は、全国統一的・一元的に行う必要があることから、当該事務については、日本公認会計士協会の制度独占としているところである		
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由)			
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無)			
		(内容)			
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有)	有		
		(内容)	① 業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等による情報公開を平成13年度から実施 ② 公正・有効な競争の確保等の観点から、報酬規定を会則記載事項から削除（公認会計士法改正により平成16年4月1日から実施） ③ 独占禁止法上問題となるおそれのある会則等による広告規制を廃止（公認会計士法改正により平成16年4月1日から実施）		
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容)			
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無)			
	(内容)				

(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無		有		
	名称（法令等に基づく検定等には※）		※		対価の額		算定根拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）		
	開業登録手数料(会計士補)		※		10,000（特定の要件を満たす場合には無料）		円		
	特定社員登録手数料		※		10,000（原則無料）		円		
	修了審査受験手数料		※		28,000		円		
対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無				有		収支状況のインターネットでの公表の有無		有	
対価を伴う自主事業の有無				有		法人における純利益額		— 円	
(5)検査等の事務・事業		法令等に基づく検査等の基準の内容						規定方法	
		① 公認会計士等の登録の要件、手続等については、公認会計士法、公認会計士等登録規則及び特定社員登録規則に規定されている。 ② 監査証明業務の運営状況の調査は、公認会計士法に規定されている。 ③ 上場会社等監査人の登録の要件、手続等については、公認会計士法、公認会計士法施行令及び公認会計士法施行規則に規定されている(2022年公認会計士法改正に基づくもの)。						① 公認会計士法第17条～第22条公認会計士等登録規則、特定社員登録規則 ② 公認会計士法第46条の9の2 ③ 公認会計士法第34条の34の2～34条の34の12、公認会計士法施行令、公認会計士法施行規則	
(6)外注の有無		外注しなければならない理由							
		外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無)					
(7)事務・事業の公正性の担保 措置				(有・無)		有			
		事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）		(内容)		事務・事業の公正性を担保するため、公認会計士法の規定に基づき、総会の決議事項を金融庁長官へ報告するとともに、会則の一部変更は金融庁長官の認可を受けている。 また、会員に対して、役員会の審議事項について毎月会報に掲載する他、文書の閲覧に関する細則に基づき本会保管文書を開示している。			
		役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）		(有・無)		有			
				(内容)		会則、個人情報保護管理細則及び役職員のインサイダー取引等の防止に関する細則において、公正性を担保する上で必要な規定を設けている。 ① 会則 （秘密を守る義務） 第25条 会員が本会の役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後も、同様とする。 2 前項の規定は、会員外の者が本会の役員又は委員その他の役職に就任した場合に準用する。 （会則及び規則の遵守義務） 第26条 会員及び準会員は、本会の会則及び規則によって課せられる全ての義務を負う。 （会則の準用） 第169条 第147条（利害関係者の排除）及び第149条（議事録）の規定は、理事会及び常務理事会について準用する。 （役員の義務） 第171条 役員は、その責任の重要性に鑑み、公認会計士の使命を認識し、公共の利益と公認会計士制度の発展のため、会則及び規則並びに総会、理事会及び常務理事会の決議を遵守し、誠実に職務を行わなければならない。 ② 個人情報保護管理細則 （適用範囲） 第3条 この細則は、本会の役員、スタッフ、派遣労働者、その他本会の委嘱を受けて本会が保有する個人情報を利用する会員又は準会員（以下「役員等」という。）に対して適用する。 （守秘義務等） 第5条 役員等は、個人データを正当な理由がなく、漏えい、紛失、改ざん、誤記録等をしてはならない。その職務を退いた後であっても同様とする。 2 前項のほか、スタッフ等の守秘義務及び違反時の懲戒処分については就業規程の定めるところによる。 ③ 役職員のインサイダー取引等の防止に関する細則 （インサイダー取引の禁止等） 第3条 役職員は、インサイダー取引をしてはならない。 2 役職員は、その職務において重要事実を知り、又は重要事実を知った者から重要事実の伝達を受ける可能性があることに留意し、自己のためにする特定有価証券等の売買等が意図せずしてインサイダー取引となることがないように常に注意しなければならない			

3. 機関 (1) 役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由	
	役員の定数		86人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	監査役員（監事4人）を含めて役員の数は、90人以内 役員のうち、1人を会長、7人以内を副会長、1人を専務理事、34人以内を常務理事、4人を監事とし、その他役員は理事となる。
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		役員は、原則、会員のうちから選挙により選出する。ただし、本会の地域会の会長は、本会の役員となる。 会長は、選挙によって選出された役員のうちから、推薦委員会の推薦を受け、かつ、選挙によって選出された役員、地域会の会長である役員等をもって構成する当選者会議においてその信任を得た者をもって充てる。 副会長及び常務理事は、選挙によって選出された役員及び地域会の会長である役員のうちから、互選によって選任する。 専務理事は、会員又は会員外の者のうちから、会長が理事会の議を経て任用し、定期総会で報告する。 理事のうち2人は、会員外の学識経験を有する者のうちから、会長が理事会の議を経て選任する。 監事は、地域会会長からの推薦を受けて、総会の承認を得て選任する。ただし、監事のうち1人は、会員外の学識経験を有する者のうちから、総会の承認を得て選任する。		
	役員の任期		3年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) 3年 (理由) 中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高めるため、会則において役員の任期を3年としている
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容	専務理事について、任期中に満65歳に達するときは、満65歳に達する月の末日までを任期としている
	会長 副会長 副会長 副会長 副会長 副会長 副会長 専務理事 ※役員の数が多数であるため、会長、副会長及び専務理事のみの記載とした。	茂木哲也 南 成人 小倉加奈子 鶴田光夫 藤本貴子 秋山修一郎 八木茂樹 後藤紳太郎 佐藤久史	令和4年7月25日 令和4年7月25日 令和元年7月22日 令和4年7月25日 令和4年7月25日 令和4年7月25日 令和4年7月25日 令和4年7月25日 令和2年4月1日	公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士	— — — — — — — — — 常 非 非 非 非 非 非 非 非 常
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由	
	(比率)			(比率)	98%
	(理由)			(理由)	日本公認会計士協会は、公認会計士の自治的団体であることから、役員における同一業界関係者の占める割合は、約98%となっている（同一業界関係者以外の役員は2名）
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無 有
役員報酬の支給基準の内容				役員退職金の決定方法	
①会長 年額3,500万円を超えない範囲内で理事会が定める額 ②専務理事 年額3,500万円を超えない範囲内で理事会が定める額 ③外部理事・外部監事 月額10万円 その他の役員に対しては、報酬を支給していない					
役員会規程の有無	役員会の成立要件			役員会における議決要件	
有	構成員の過半数の出席が開会の要件			議決を有する出席者の過半数をもって議決する（可否同数のときは、議長が裁決する）。	

(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		有		選任規程がない場合、その理由							
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		監査役員たる監事は、地味会会長の連名による推薦を受け、総会の承認を得た者をもって充てる。ただし、監事のうち1人は、会員外の学識経験を有する者のうちから、総会の承認を得て選任する。									
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由								
	監査役員の任期		3 年		2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 3 年					
							(理由)					
							中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実行性を高めるため監査役員以外の役員の任期を3年としており、当該役員に対する監査の実効性を担保するために、監査役員の任期も3年としている。					
	在任年齢に関する規定の有無		無		規定の内容							
	役職名		氏 名		当初就任年月日		前 職		前々職		常勤・非常勤	
	監事		西 川 正 純		令和4年7月25日		公認会計士		—		非	
	監事		峯 岸 芳 幸		令和4年7月25日		公認会計士		—		非	
監事		久 松 但 但		令和4年7月25日		公認会計士		—		非		
監事（外部）		山 浦 久 司		令和4年7月25日		明治大学名誉教授		—		非		
監査役員報酬の支給基準の有無		有		一般への閲覧提供の有無		有		インターネットによる公表の有無		有		
監査役員報酬の支給基準の内容				監査役員の退職金の決定方法								
公認会計士以外の学識経験を有する監事に対しては、月額10万円支給する。その他に対しては、報酬を支給していない。				退職金は支給していない。								

(3) 社団的性格の法人の總會等	總會等の成立要件の有無と内容		總會等における議決要件の有無と内容	
	(有・無) 有		(有・無) 有	
	(内容) 会員及び会計士補たる準会員の合計数の5分の1以上の出席を總會の開会の要件とする。		(内容) 出席した会員及び会計士補たる準会員の過半数をもって決する。ただし、会則の制定又は変更については、会員及び会計士補たる準会員の3分の2以上の同意が必要となる。	
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）			
	(有・無) 有			
(内容) ウェブシステム及び委任状による議決権行使を認めている。				

(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容	
	監査業務の運営状況の調査その他本会の自主規制活動に関し意見を述べ、又は本会の求めに応じて助言を行う機関として、有識者で構成する自主規制モニター会議を設けている。		(有・無) 有	
	(内容) 理事会の議を経て選任。学識経験者の定員枠を設定。		(内容) 12.5 %	
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無		有	
	役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）		12.5 %	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由		当協会の自主規制活動を公正かつ俯瞰的に評価する自主規制モニター会議の職務に照らし、内部の視点及び外部の視点の双方を有する外部理事1人を委員に充てることとしている。	
	評議員選任規程の有無		有	
	左の規程がない場合、その理由			
	評議員定数		・外部理事1人 ・会員1人 ・会員外の学識経験者6人以内	
	上限と下限の幅がある場合はその幅		8名以内	
	評議員任期		2 年	
	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)	
在任年齢に関する規定の有無		無		
規定の内容				
特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由				
(比率)				
(理由)				
評議員会規程の有無		有		
評議員会の成立要件		委員の3分の2以上の出席		
評議員会における議決要件		出席委員の過半数をもって決する。		

4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金	企業会計原則の適用の有無	無		その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	公益法人会計基準
	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) なし (運用方法)			
	長期借入金の有無	無		長期借入金の返済計画の有無	
	長期借入金の確実な返済計画の内容				
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額	引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)			
	賞与引当金	220,307,044	円	(有無)	有
	返品調整引当金	934,428	円	(理由)	
	退職給付引当金	1,173,632,109	円		
(5) 公認会計士監査	会員厚生自家保険引当金	656,649,502	円		
	収支決算額	79	億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	有
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由				
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無		公益法人、株式会社等への出資の有無	無
(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無		財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称				
	所在地				
	資本金				
	事業内容				
	役員の状況				
	従業員数				
	持ち株比率				
	法人との関係				
	6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無
定款		有	有	有	
役員名簿	有	有	有		
組合員等名簿	有	有	有		
事業報告書・附属説明書類	有	有	有		
損益計算書又は収支計算書	有	有	有		
貸借対照表	有	有	有		
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書					
監事の意見書	有	有	有		
事業計画書	有	有	有		
収支予算書	有	有	有		
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有		有	
	役員名簿	有		有	
	組合員等名簿	無	公認会計士法上、公認会計士名簿は日本公認会計士協会において管理することとされている。	無	公認会計士法上、公認会計士名簿は日本公認会計士協会において管理することとされている。
	事業報告書・附属説明書類	有		有	
	損益計算書又は収支計算書	有		有	
	貸借対照表	有		有	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書				
	監事の意見書	有		有	
	事業計画書	有		有	
	収支予算書	有		有	
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
	名称	有		有	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有		有	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有		有	
	設立年月日	有		有	
	代表者の職名及び氏名	有		有	
主な目的及び事業	有		有		

(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有				
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			有				
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合							
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有				
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由				
	氏名、役職、就任年月日、経歴							
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無							
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由				
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 (1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	無	指導監督の実績及びその主な内容					
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	無						
	基準7(1)のただし書き該法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無							
	基準7(1)のただし書き該法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無							
(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		無	無い場合、その理由	当協会の総会の決議については、内閣総理大臣に報告することとなり、当協会が行う事務・事業については必要に応じて指導・監督を行っている。 なお、令和6年度において、特に見直しが必要な事務・事業はなかった。			
	当該見直し結果の公表の有無		無	無い場合、その理由	特に見直すべき事務・事業がなかったため。			
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無	無い場合、その理由	当協会は、法令の規定に基づく検査関連制度として、公認会計士等の登録事務及び監査証明業務の運営状況の調査を行っている。 仮に、当制度を事業者による自己確認へ移行することになれば、監査証明業務の信頼性を確保するための担保がなくなり、その結果として、投資者・債権者等に不測の損害を与えることにもなりかねない。			
	政策評価を活用し、3～5年を目的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性		無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）		無		無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		無		無		
		法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		無		無		
		その他		無		無		
	指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由等）							
	・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。							
(1) 監査役員を除く役員の任期 当協会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高める必要性があるため、当協会が会則において役員の任期を3年としていることについては、合理性が認められるとの理由から、本件は指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 (2) 監査役員を除く役員の在任年齢規程の整備 当協会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、役員は会員のうちから選挙によって選出されることになっているが、当該役員の知識及び経験が法人の業務運営上必要とされて選出されており、それを年齢によって制限することには合理的な理由がないことから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 (3) 監査役員の任期 当協会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高める必要性があることから、会則において監査役員の任期を3年としていることについては、合理性が認められるとの理由から、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 (4) 監査役員の在任年齢規程の整備 当協会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監事は各地域会の会長の連名による推薦された者を総会において選任することになっているが、当該監査役員の知識及び経験が法人の業務運営上必要とされて選任されており、それを年齢によって制限することには合理的な理由がないことから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 (5) 評議員等の任期 当協会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、中長期的視野に立った施策を実行し、その施策を結実させることにより、法人の業務執行の実効性を高める必要性があることから、会則において評議員等の任期を委嘱した会長の任期満了の時（3年）までとしていることについては、合理性が認められるとの理由から、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 (6) 評議員等の在任年齢規程の整備 当協会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、評議員等は当協会の会員及び学識経験者で構成されているが、当該評議員等の知識及び経験が法人の業務運営上必要とされて選任されており、それを年齢によって制限することには合理的な理由がないことから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。								